

絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領

5水推第1339号
令和5年11月24日
水産庁長官

1. 目的

本取扱要領は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する水棲動物種等（以下「附属書掲載水棲動物種」という。）の国際取引に関し、管理当局である経済産業省に対して、科学当局である水産庁漁場資源課としての助言及び水産庁としての情報提供等を行うために必要な事務手続きを定めるものである。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「国際取引」とは、ワシントン条約第1条(c)で定める取引をいう。
- (2) 「輸出承認の申請手続」とは、「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）」をいう。
- (3) 「輸出許可書の申請手続等」とは、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）」をいう。
- (4) 「承認を要しない輸出許可書等の申請手続等」とは、「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（平成21年5月21日付け）」をいう。
- (5) 「輸入承認の申請手続等」とは、「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）」をいう。
- (6) 「承認を要しない輸入許可書の申請手続等」とは、「（お知らせ）輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について（平成21年5月21日付け貿易経済協力局長）」
- (7) 「海からの持ち込み」とは、平成19年開催のワシントン条約第14回締約国会議において採択された決議14.6（第16回締約国会議にて改正）「海からの持ち込み」で定める行為をいう。
- (8) 「NDF認定」とは、平成25年開催のワシントン条約第16回締約国会議において採択された決議16.7（第17回締約国会議にて改正）「存続を脅かさないという認定」で定める認定をいう。

- (9)「LAF 認定」とは、平成 31 年開催のワシントン条約第 18 回締約国会議において採択された決議 18.7（第 19 回締約国会議にて改正）「合法的取得の認定」で定める認定をいう。

3. 輸出承認及び輸出許可書の申請手続等について

(1) NDF 認定及び助言

水産庁漁場資源課は、輸出承認の申請手続の 4、輸出許可書の申請手続等のⅢの 1（3）（イ）及び承認を要しない輸出許可書等の申請手続等のⅠの 2（3）（イ）で要件として定める輸出承認の申請手続の 6（2）（イ）、輸出許可書の申請手続等のⅢの 3（1）（ロ）及び承認を要しない輸出許可書等の申請手続等のⅠの 3（1）（ロ）に従って、ワシントン条約決議 16.7 に基づき別途水産庁増殖推進部長が定める NDF ガイドライン（以下「NDF ガイドライン」という。）に基づき、附属書掲載水棲動物種の輸出が当該水棲動物種の存続を脅かすものではないか否かを認定の上、管理当局である経済産業省に対して助言を行う。

(2) LAF 認定に係る情報提供

- ① 水産庁は、輸出承認の申請手続の 4、輸出許可書の申請手続等のⅢの 1（3）（ロ）及び承認を要しない輸出許可書等の申請手続等のⅠの 2（3）（ロ）で要件として定める輸出承認の申請手続の 6（2）（ロ）、輸出許可書の申請手続等のⅢの 3（1）（ハ）及び承認を要しない輸出許可書等の申請手続等のⅠの 3（1）（ハ）に従って、管理当局である経済産業省から、我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取されたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないかの判断に係る情報提供を求められた場合は、必要に応じて漁業関係法令に関する情報提供を行う。
- ② 水産庁は、適正に上記①を実施するため、別途、地方卸売市場に出荷するサメ類の輸出許可書の申請手続に係る取扱要領を定める。

4. 輸入承認及び輸入許可書の申請手続等について

(1) NDF 認定及び助言

水産庁漁場資源課は、輸入承認の申請手続等の 3（2）②及び承認を要しない輸入許可書の申請手続等の 4（3）に従って、NDF ガイドラインに基づき、附属書掲載水棲動物種の輸入が当該水棲動物種の存続を脅かすものではないか否かを認定の上、管理当局である経済産業省に対して助言を行う。

5. 海からの持ち込みの手続等について

(1) NDF 認定

水産庁漁場資源課は、ワシントン条約第 3 条第 5 項(a)又は第 4 条第 6 項(a)に従っ

て、NDF ガイドラインに基づき、附属書掲載水棲動物種の海からの持ち込みが当該水棲動物種の存続を脅かすものではないか否かを認定する。

(2) 証明書の発給

水産庁は、海からの持ち込みの管理当局として、ワシントン条約第3条第5項又は第4条第6項及び第7項に従って、証明書を発給する。

附則

(1) 本取扱要領は、令和5年11月25日以降に申請する我が国から他国・地域への附属書掲載水棲動物種の国際取引に適用する。

(2) 本取扱要領は、ワシントン条約における附属書掲載水棲動物種の取り扱いの新たな決定又は改正等を踏まえて、適宜、適切な見直しを行うものとする。